





## 補償内容・特約一覧表

◆下記①～⑧は特約による補償のため、その特約をセットした場合のみ補償されますのでご注意ください。①～⑤の特約は、建物、家財別々に選択しセットできます。




### ■ 損害保険金・盗難保険金

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額		
<b>組立式火災保険 普通保険約款(基本契約)</b> 	(1)火災 (2)落雷 (3)破裂・爆発	損害の額(保険金額限度)		
	<b>残存物取片づけ費用保険金</b> (1)～(3)の事故で損害保険金が支払われる場合 <b>損害防止費用保険金</b> (1)～(3)の事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な当社所定の費用を支出した場合	実費(損害保険金×10%限度)  実費		
<b>建物 家財</b> ①風災・雹災および雪災補償特約 	(4)風・雹・雪災	損害の額－自己負担額 (保険金額限度) ※自己負担額はご契約時に0円、5万円、10万円からお選びいただけます。		
	<b>残存物取片づけ費用保険金</b> (4)の事故で損害保険金が支払われる場合	実費(損害保険金×10%限度)		
<b>建物 家財</b> ②水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約 	(5-1)給排水設備の事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ	損害の額(保険金額限度)		
	(5-2)建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊または建物内部での車両・その積載物の衝突・接触			
	(5-3)騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為			
<b>残存物取片づけ費用保険金</b> (5-1)～(5-3)の事故で損害保険金が支払われる場合		実費(損害保険金×10%限度)		
<b>建物 家財</b> ③盗難補償特約 	(6)盗難	a.盗難によって保険の対象について生じた盗取、物理的な損傷、汚損 建物、家財	損害の額(保険金額限度)	
		【家財を保険の対象としたとき】 b.保険証券記載の建物内における通貨(現金)・預貯金証書(通帳・キャッシュカードを含む)の盗難	預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害の届出を行い、かつその預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された事実がある場合	損害の額 (1事故1敷地内につき、通貨(現金):20万円、預貯金証書(通帳、キャッシュカードを含む):200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)
		【家財を保険の対象としたとき】 c.保険証券記載の建物内における切手・印紙・乗車券等の盗難	乗車券等については、発行者あてに被害の届出をした場合	損害の額(1事故1敷地内につき、切手・印紙:20万円(料額によって定めます。)、乗車券等:5万円が限度)
<b>建物 家財</b> ④水災補償特約 	(7)水災(台風・暴風雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石等) ※保険証券記載の建物が、床上浸水を被った結果、保険の対象に生じた損害にかぎります。	損害の額(保険金額限度)		
	<b>残存物取片づけ費用保険金</b> (7)の事故で損害保険金が支払われる場合	実費(損害保険金×10%限度)		

### ■ 費用保険金

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
<b>建物 家財</b> ⑤諸費用補償特約 	<b>臨時費用保険金</b> (1)～(5-3)および(7)の事故で損害保険金が支払われる場合	損害保険金×30% (1事故1敷地内につき、100万円限度)
	<b>失火見舞費用保険金</b> (1)(3)の事故で他人の所有物に損害を与えた場合	被災世帯数×20万円(1事故につき、保険金額×20%限度)
	<b>地震火災費用保険金</b> 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合	保険金額×5%

### ■ 特約

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
<b>⑥高額貴金属美術品等補償特約</b> 	(1)～(7)の事故*で貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものが損害を被った場合 ※家財契約でお選びいただいた補償にかぎります。	損害の額*〔1個または1組ごとに30万円、1事故につき100万円が限度。③の「盗難補償特約」(家財用)によって補償される場合は、1契約年度通算で100万円が限度額となります。〕 ※時価額によって定めます。
<b>⑦個人賠償責任補償特約(国内補償)</b> 	1.被保険者(保険証券記載の本人、本人の配偶者、本人または配偶者の同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子をいいます。)の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより、損害を被った場合 2.被保険者本人の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)の所有、使用または管理(職務の用に供される部分の所有、使用または管理は除きます。)に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	損害賠償金(1事故につき、1億円が限度)、訴訟費用、弁護士費用等
<b>⑧類焼損害補償特約</b> 	保険の対象の建物もしくはその収容家財または、保険の対象の家財もしくはそれを収容する建物から発生した(1)(3)の事故により、他人の住宅またはその収容家財(「類焼補償対象物」といいます。)が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。 ※次のものなどは、類焼補償対象物から除かれます。 1.自動車(自動三輪車、自動二輪車を含みます。) 2.通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 3.貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの 4.動物・植物 5.商品、事務用什器、備品など事業を営むために使用されるもの など	類焼補償対象物の再調達価額を基準として算出した損害額 ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険契約からの支払額を差し引いて算出します。 (保険期間中、1億円が限度。ただし、保険期間が複数年の場合、1保険年度ごとに、1億円が限度。)

### 保険金をお支払いできない主な場合(損害)

#### 〈共通〉

●戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ●地震、噴火またはこれらによる津波(諸費用補償特約の地震火災費用保険金により一部お支払いする場合があります。) ●保険契約申込書を受領した時までに生じた事故 など

〈組立式火災保険普通保険約款(基本契約) ①風災・雹災および雪災補償特約 ②水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約 ③盗難補償特約 ④水災補償特約 ⑤諸費用補償特約 ⑥高額貴金属美術品等補償特約〉

●ご契約者や被保険者または保険金受取人等の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損 ●保険の対象の欠陥 ●建物またはその開口部が風災、雹災および雪災の事故によって直接破損していない場合の吹込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害 ●ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触 ●給排水設備自体に生じた損害 ●火災等の事故の際の紛失・盗難 ●家財が屋外にある間に生じた盗難 など

#### 〈⑦個人賠償責任補償特約〉

●ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●第三者との特別の約定により加重された損害賠償責任による損害 ●他人から借りたり預かっているものに対する損害賠償責任 ●車両等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

#### 〈⑧類焼損害補償特約〉

●ご契約者、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族等の故意 ●類焼補償対象物の所有者またはその法定代理人の、故意もしくは重大な過失または法令違反 ●類焼補償対象物の所有者でない方が保険金を受け取る場合においては、その方またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反(他の方が受け取るべき金額については除きます。) など

※「じぶんでえらべる火災保険」は「組立式火災保険」の商品名です。